

いすみ市住宅用設備脱 炭素化促進事業補助金

令和4年度申請の手引き

問い合わせ・申し込み先

いすみ市環境保全課 環境政策班

〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

TEL: 0470-62-1385 (直通)

FAX: 0470-63-1252 (代表)

E-mail: kankyou1@city.isumi.lg.jp

1 補助対象者

次の（１）～（５）に該当する方で、市内に住民票があり（実績報告書提出時までに市内に住民票を移す方を含む）、申請者及び同一世帯全員に前年度分までの市税の未納がない方。

- （１） 市内において自ら居住する住宅（併用住宅（延床面積の２分の１以上を居住の用と供する）を含む。）で使用するために補助対象設備を設置する方。
- （２） 設置の設置費を自ら負担し、かつ、自ら設備を所有する方。
- （３） 設備を設置する住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていること。
- （４） 設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業に基づく補助を受けていない方。
- （５） 実績報告を行う日までに太陽光発電システム（同時に設置する場合は太陽光モジュールが別表の要件を満たすもの）が設置されていること。

2 補助対象設備及び設備の要件

次に該当する設備であって、未使用品であるもの。

定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成２５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は下記のとおりです。なお、補助対象経費は消費税を除いた金額となります。

設備の種類	補助対象経費
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

4 補助金額

上限 70,000 円（申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。）

5 交付申請

補助金の交付を受けるには、交付申請書を設置工事の請負契約締結後に提出し、工事着手までに交付決定を受ける必要があります。

※工事着手後の申請は、補助対象外をなりますのでご注意ください。

(1) 提出書類

- ・いすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

【添付書類】

- ① 補助対象設備の概要（様式第 1 号別紙）
- ② 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等（補助対象設備があらかじめ設置された住宅を取得する場合は、補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された売買契約書等）の写し
- ③ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- ④ 補助対象設備の設置予定図面
- ⑤ 補助対象設備を設置する住宅の位置図
- ⑥ 補助対象設備の設置工事着手前の現況写真（住宅の全景及び補助対象設備の設置予定場所）
- ⑦ 申請しようとする日の属する年度の前年度において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に市税の滞納のないことを証する書類
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

※⑦について

- ・市税の内訳は、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税となります。

※⑧について

- ・住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類（承諾書等）
- ・既に太陽光発電システムが設置されている場合は、設置されていることを証する書類の提出も必要となります。

(2) 提出方法

窓口を持参又は郵送（請負業者等が代理で提出することも可能です）

※書類の不備により受付ができない場合や補助金予算枠が少ない場合等がありますのでできる限り窓口を持参をお願い致します。

(3) 提出期限

補助申請の提出期限は特に定めはありませんが、補助金を受けようとする年度の3月10日までに実績報告書を提出しなければなりませんので、申請については提出期限内に工事が完了すること、添付書類が整えられることを考慮し申請をご検討ください。

（ただし、申請額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。）

6 補助事業の変更

交付決定後に事業内容を変更しようとする場合は、いすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業変更申請書（様式第3号）の提出が必要です。

変更が生じた際には、速やかに手続きをお願いします。

7 補助事業の中止

契約の解除等で補助事業を中止する場合は、速やかにいすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業交付申請取下げ書（様式第5号）を提出ください。

8 実績報告

補助対象設備の設置工事完了後、実績報告書を提出してください。また、実績報告書提出後に工事の完成を確認する完成検査を実施しますので、日程調整をさせていただきます。

(1) 提出書類

・いすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業実績報告書（様式第6号）

【添付書類】

- ① 補助対象設備の概要（様式第6号別紙）
- ② 補助対象設備の設置費用等の支払を証する書類及び内訳書の写し
- ③ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（住宅の全景及び補助対象設備）
- ④ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（保証書、出荷証明書等）の写し

- ⑤ 補助対象設備を設置する住宅がいすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付要綱別表第2の右欄に掲げる住宅の要件を満たすことを証する書類
- ⑥ 世帯全員の住民票の写し（実績報告書を提出する日から3月以内に発行されたものに限る。）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※②について

・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）でも構いません。

※④について

例：（1）メーカー発行の保証書

（2）メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては「納品書」）

（3）メーカー発行の出荷検査成績表（検査日の記載があるもの）

※⑦について

・太陽光発電システムを補助対象設備と同時に設置した場合は設置を証する書類の写し

（2）提出方法

窓口を持参又は郵送（請負業者が代理で提出することも可能です。）

（3）提出期限

補助対象設備の設置工事を完了した日から90日以内又は当該年度の3月10日までのいずれか早い日までに提出していただきます。

9 完成検査

実績報告書の提出後、工事の完成検査を実施します。設備の一部が住居内に設置されていることもありますので、必ず申請者又はご家族の立会いをお願い致します。所要時間は15分程度です。

10 補助金の請求

工事完成検査に合格となりましたら、いすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知します。交付確定通知後にいすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第8号）に記載されたご指定の口座に交付確定額をお振込みいたします。請求書は、支払いの手続きを円滑に進めさせていただくため、実績報告書と同時に提出をお願いいたします。振り込みまでの所要日数は完成検査後概ね2週間程度です。

11 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、以下の表の期間は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはいけません。以下の表の制限期間内に処分を行う場合はいすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を受ける必要があります。

設備の種類	財産処分制限期間
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年

12 事業効果に関する協力

補助金の交付を受けた方を対象に、事業交付等に関する資料の提出を求められます。資料の提供を求められた場合にはご協力をお願いします。

申請者の方へお願い

代行により申請手続きを行う場合も、申請者ご自身が補助金の内容や手続きの進捗状況等を把握されるようお願いします。

補助金の交付は、一の住宅につき一設備1回限りとなります。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りではありません。